

兵庫県公報

平成30年11月27日 火曜日 第 3058 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	1
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	1
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 風力発電施設の設置等に関する基準（同）	3
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	16
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	27
教育委員会公告	
○ 落札者等の公示（県立香住高等学校）	28
○ 入札公告（県立のじぎく特別支援学校）	28

告 示

兵庫県告示第1003号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
屋形土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	屋形地区	平成30年11月13日



兵庫県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年11月27日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成30年11月27日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 香住村岡線	美方郡香美町村岡区境字クスミ413番1から 同 郡同 町村岡区長瀬字広瀬617番1まで	旧	6.0から 36.0まで	659.0	
		新	6.0から 36.0まで 12.0から 38.0まで	659.0 659.0	予定地



兵庫県告示第1005号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三 田 市	阪神間都市計画汚物処理場	1号三田市環境センター
尼 崎 市	阪神間都市計画公園	3.3.422号尼崎城址公園、2.2.4147号 二の丸公園
明 石 市	東播都市計画下水道	明石市公共下水道
加 古 川 市	東播都市計画道路	3.3.550号平野神野線ほか3路線
小 野 市	東播都市計画道路	3.5.751号新都市中央線
同 市	東播都市計画下水道	小野市公共下水道
同 市	東播都市計画公園	5.5.601号大池総合公園
加 東 市	東播都市計画下水道	加東市公共下水道
同 市	東条都市計画下水道	加東市公共下水道
姫 路 市	中播都市計画下水道	姫路市公共下水道
赤 穂 市	西播都市計画下水道	赤穂市公共下水道
同 市	西播都市計画道路	3.2.21号新田坂越線ほか2路線
豊 岡 市	豊岡都市計画緑地	1号南陵緑地
同 市	豊岡都市計画公園	3.3.1号山王公園
新 温 泉 町	浜坂都市計画ごみ焼却場	第2号美西清掃センター



兵庫県告示第1006号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

第H29中播位置 0014号	30. 6. 19	たつの市龍野町富永字西川原751番 4	5.00	24.99
-------------------	-----------	---------------------	------	-------



兵庫県告示第1007号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29但馬位置 0007号	30. 11. 12	豊岡市九日市上町字宮ノ下493番の一部	6.00	38.50



兵庫県告示第1008号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H30淡路位置 0008号	30. 11. 13	淡路市浦字萱野821番の一部	4.69～ 5.28	35.00



兵庫県告示第1009号

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号）第6条第1項の規定に基づき、風力発電施設の設置等に関する基準を次のとおり定め、平成30年11月27日から施行する。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事項	基準	
1 風力発電施設と事業区域の周辺地域の景観との調和及び事業区域内の緑地の保全に関する事項	(1) 景観との調和	ア 人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないようにするとともに、周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう配慮すること。 イ 原則として、独立峰の頂部又は稜線の部分に設置しないこと。 ウ 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とすること。
	(2) 法面の緑化	切土又は盛土（以下「切土等」という。）により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる風力発電施設にあっては、当該法面又は擁壁に緑化その他の方法による修景が適切に行われていること。

(3) 遮蔽措置	事業区域の境界部分には、必要に応じ、植栽、塀又は柵の設置等により景観上有効な遮蔽措置が行われていること。
(4) 色彩	<p>風力発電施設に係る工作物（以下「工作物」という。）の基調となる色は、けばけばしくならないよう、その範囲はマンセル色票系において次のとおりとすること。ただし、各面の見付面積（鉛直投影面積）の20分の1以下の範囲に使用する場合又は航空法（昭和27年法律第231号）その他の法令により色彩について許可等を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>ア R（赤）又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4（都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域にあつては、彩度6）以下</p> <p>イ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p>
(5) 材料	工作物は、経年変化により景観上の支障が生じない材料が使用されたものであること。
(6) 照明（サーチライト等を含む。）	上に向けて設置しないこと。ただし、工作物の管理又は保安のために必要と認められる場合は、この限りでない。
(7) 緑地の保全	<p>ア 森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する風力発電施設にあつては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(イ) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(ロ) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね25パーセント以上の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>イ アにかかわらず、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林を含む土地に設置する事業区域の面積が50ヘクタール以上の風力発電施設にあつては、次のいずれの基準にも適合するものであること。</p> <p>(イ) 樹木の伐採は、必要最小限にとどめること。</p> <p>(ロ) 設置工事の完了後においても、当該設置工事の着手の際事業区域内に現に存する森林等の面積のおおむね60パーセント以上（次に掲げる区域を含む土地である場合にあつては、地域の実情を勘案し緑地の保全に関して関係市町長が特に認めるときを除き、おおむね80パーセント以上）の面積の森林等が事業区域内に保全されていること。</p> <p>a 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域</p> <p>b 兵庫県立自然公園条例（昭和38年兵庫県条例第80号）第3条第1項の規定により指定された自然公園の区域</p>

2 風力発電施設の設置に係る防災上の措置に関する事項	(1) 地盤の安定性の確保	事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法、森林法その他関係法令の規定に準じて定める(2)から(6)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性が確保されたものであること。
	(2) 地盤の勾配	工作物が設置される地盤の勾配は30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安定が確認できる場合は、この限りでない。
	(3) 擁壁の設置	切土等により崖（勾配が30度を超える土地をいう。以下同じ。）が生ずる場合は、当該崖の表面が擁壁で覆われていること。ただし、当該崖について、その勾配、地質、土質及び高さからみて崩壊のおそれのない場合又は周辺の土地利用の状況等により擁壁の設置の必要がない場合は、この限りでない。
	(4) 擁壁の構造	(3)により設置される擁壁の構造は、次のいずれの基準にも適合するものであること。 ア 安定計算等により、その安定性が確かめられたものであること。 イ 当該擁壁の裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層が設けられたものであること。
	(5) 法面の構造	切土等が行われた後に法面が生ずる場合にあっては、当該法面の構造が、小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に行われているものであること。
	(6) 法面保護	事業区域内の法面が雨水、風化等により浸食されないよう植生工等による法面保護が行われていること。
	(7) 排水施設の設置	事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう、都市計画法、森林法、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）その他関係法令の規定に準じて定める(8)から(10)までに掲げる基準を満たす能力及び構造を有する排水施設が設置されていること。
	(8) 排水施設の能力	事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。
	(9) 排水施設の構造	事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。また、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されたものであること。
	(10) 調整池の設置	風力発電施設の設置によって、周辺地域の浸水被害を発生させる可能性が明らかに高まる場合は、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。
	(11) 設置不適地	事業区域内には、次に掲げる区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により明らかに支障がない場合は、この限りでない。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域 イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域 ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法

		<p>律第57号) 第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号) 第9条第1項の土砂災害特別警戒区域</p>
	(12) 工事中の災害防止	<p>風力発電施設の設置に係る工事は、当該工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。</p>
3 風力発電施設の安全性の確保に関する事項	(1) 構造耐力上の安全性	<p>工作物は、電気事業法(昭和39年法律第170号) 第39条第1項に規定する技術基準に基づくとともに、建築基準法その他関係法令の規定に準じて定める(2)から(4)までに掲げる基準を満たす安全性を確保するものであること。</p>
	(2) 基礎	<p>ア 風車を支持するタワーの基礎は、転倒及び滑動を起こさず、かつ剛体であること。</p> <p>イ タワーに作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造上安全なものであること。</p>
	(3) 風車	<p>ア 風車は、荷重又は外力に対して、構造上安全であるタワーに取り付けられたものであること。</p> <p>イ 風車は、現地風条件による風圧に対して、構造上安全であること。</p>
	(4) 耐久性	<p>工作物の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防錆若しくは摩損防止のための措置をした材料が使用されたものであること。</p>
4 風力発電施設の廃止後において行う措置に関する事項	撤去時の措置	<p>風力発電施設の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。</p> <p>ア 工作物を速やかに撤去すること。</p> <p>イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。</p> <p>ウ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。</p>
5 その他の事項	(1) 騒音	<p>環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準(平成8年兵庫県告示第542号) に適合するものであること。</p>
	(2) 動植物	<p>野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと。</p>
	(3) 保守点検・維持管理	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号) に基づき風力発電施設の適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。</p>

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧
 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。) 第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福田(1) (112010101)	たつの市誉田町福田 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
中霞城(2) I (112010102)	たつの市龍野町中霞城 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
下霞城(2) I (112010103)	たつの市龍野町下霞城 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
日山 a (2) I (112010104)	たつの市龍野町日山 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
片山小宅台(2) I (112010105)	たつの市龍野町片山 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
福田(1) (212010068)	たつの市誉田町福田 (別図6のとおり)	土石流

(別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月5日(水)から同月19日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

平成30年12月19日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新才(3)Ⅱ (124040180)	丹波市春日町新才(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
古河(1)Ⅰ-2 (124040181)	丹波市春日町古河(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
古河(2)Ⅰ-2 (124040182)	丹波市春日町古河(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
野上野Ⅰ-2 (124040183)	丹波市春日町野上野(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
多利Ⅱ (124040184)	丹波市春日町多利(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
蓮華寺川Ⅱ (224040108)	丹波市春日町多利(別図6のとおり)	土石流

(別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月5日(水)から同月19日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市春日庁舎

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

平成30年12月19日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第325号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

中震城Ⅰ(112010035)の項中別図9、下震城Ⅰ(112010036)の項中別図10、日山aⅠ(112010037)の項中別図11、片山小宅台Ⅰ(112010041)の項中別図15、長尾AⅠ(112010082)の項中別図56を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成30年12月5日(水)から同月19日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課
〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

平成30年12月19日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月18日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第349号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

古河(1) I (124040025) の項中別図25、古河(2) I (124040027) の項中別図27、野上野 I (124040060) の項中別図60、国領(1) I (124040076) の項中別図76、鹿場(1) I (124040103) の項中別図103、上三井庄(7) I (124040126) の項中別図126、上三井庄(1) II (124040127) の項中別図127、野瀬(1) II (124040157) の項中別図157、滝谷 I (224040079) の項中別図258、宮ノ谷 I (224040081) の項中別図260を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成30年12月5日（水）から同月19日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市春日庁舎

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

平成30年12月19日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月18日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
乙原(1) I (120000093)	三田市小野 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
小野(3) II (120000098)	三田市小野 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
小野(5) II (120000100)	三田市小野 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
乙原(4) II (120000102)	三田市乙原 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
乙原(5) II (120000103)	三田市乙原 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
乙原(6) II (120000104)	三田市乙原 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
乙原(7) II (120000105)	三田市乙原 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
乙原(9) II (120000107)	三田市乙原 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
乙原(10) II (120000108)	三田市乙原 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
乙原(11) II (120000109)	三田市乙原 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
下母子(1) II (120000110)	三田市母子 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上母子(1) II (120000111)	三田市母子 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
上母子(2) II (120000112)	三田市母子 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下母子(2) II (120000113)	三田市母子 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
上母子(3) II (120000114)	三田市母子 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
上母子(4) II (120000115)	三田市母子 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
上母子(5) II (120000116)	三田市母子 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

上母子(6)Ⅱ (120000117)	三田市母子(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
新田(1)Ⅱ (120000118)	三田市母子(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
新田(2)Ⅱ (120000119)	三田市母子(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
乙原(12)Ⅲ (120000120)	三田市乙原(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
乙原(13)Ⅲ (120000121)	三田市乙原(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
上母子(7)Ⅲ (120000123)	三田市母子(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
下母子(3)Ⅲ (120000124)	三田市母子(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
小野西谷Ⅰ (220000080)	三田市小野(別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
乙原2Ⅰ (220000085)	三田市乙原(別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
小野南中谷Ⅰ (220000090)	三田市小野(別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり

(別図1から別図27までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成30年12月5日(水)から同月19日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所、三田市役所及び三田市有馬富士共生センター
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所三田業務所河川砂防担当
〒669-1531 三田市天神1-10-14
 - (3) 提出期限
平成30年12月19日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北龍野 I (112010028)	たつの市龍野町北龍野（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
北龍野 b III (112010029)	たつの市龍野町北龍野（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
北龍野(2) I (112010030)	たつの市龍野町北龍野（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
北龍野(1) I (112010031)	たつの市龍野町北龍野（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
北龍野 c III (112010032)	たつの市龍野町北龍野（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
上霞城 A I (112010033)	たつの市龍野町北龍野（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中霞城 a I (112010034)	たつの市龍野町中霞城（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
中霞城 I (112010035)	たつの市龍野町中霞城（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
下霞城 I (112010036)	たつの市龍野町下霞城（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
日山 a I (112010037)	たつの市龍野町日山（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
日山 A I (112010038)	たつの市龍野町日山（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
島田 a (1) II (112010039)	たつの市龍野町島田（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
日飼 a III (112010040)	たつの市龍野町日飼（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
片山小宅台 I (112010041)	たつの市龍野町片山（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
片山 A I (112010042)	たつの市龍野町片山（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
中井 A I (112010044)	たつの市龍野町中井（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
中井 a I (112010046)	たつの市龍野町中井（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
中垣内(1) I (112010048)	たつの市揖西町中垣内（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

中垣内 f I (112010049)	たつの市揖西町中垣内 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
中垣内 F II (112010050)	たつの市揖西町中垣内 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
中垣内 E II (112010051)	たつの市揖西町中垣内 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中垣内 c III (112010052)	たつの市揖西町中垣内 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
中垣内 B II (112010053)	たつの市揖西町中垣内 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
中垣内 C I (112010054)	たつの市揖西町中垣内 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
中垣内 b I (112010055)	たつの市揖西町中垣内 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
中垣内 A II (112010057)	たつの市揖西町中垣内 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
前地 b III (112010058)	たつの市揖西町佐江 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
前地 a III (112010059)	たつの市揖西町前地 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
前地 I (112010060)	たつの市揖西町前地 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
竹万 A I (112010061)	たつの市揖西町竹万 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
構 a I (112010062)	たつの市揖西町構 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
東光寺 A II (112010063)	たつの市揖西町新宮 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
東光寺 I (112010064)	たつの市揖西町新宮 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
新宮 a I (112010065)	たつの市揖西町新宮 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
新宮 (2) I (112010066)	たつの市揖西町新宮 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
新宮 (1) I (112010067)	たつの市揖西町新宮 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
新宮 b I (112010068)	たつの市揖西町新宮 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
新宮 c III (112010069)	たつの市揖西町新宮 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

小犬丸 g Ⅲ (112010070)	たつの市揖西町小犬丸 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
東村 a Ⅲ (112010071)	たつの市揖西町小犬丸 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
東村 A I (112010072)	たつの市揖西町小犬丸 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
中谷(1) I (112010073)	たつの市揖西町小犬丸 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
中谷(2) Ⅱ (112010074)	たつの市揖西町小犬丸 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
小犬丸 a Ⅱ (112010075)	たつの市揖西町小犬丸 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
小犬丸 f Ⅲ (112010076)	たつの市揖西町小犬丸 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
小犬丸 I (112010077)	たつの市揖西町小犬丸 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
小犬丸 e Ⅱ (112010078)	たつの市揖西町小犬丸 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
小犬丸 b (1) Ⅱ (112010079)	たつの市揖西町小犬丸 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
小犬丸 b (2) Ⅱ (112010080)	たつの市揖西町小犬丸 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
小犬丸 d I (112010081)	たつの市揖西町小犬丸 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
長尾 A I (112010082)	たつの市揖西町長尾 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
長尾 I (112010083)	たつの市揖西町長尾 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
長尾 a (1) Ⅱ (112010084)	たつの市揖西町長尾 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
北沢 I (112010085)	たつの市揖西町北沢 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
北沢 a I (112010086)	たつの市揖西町北沢 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
尾崎 I (112010088)	たつの市揖西町尾崎 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
南山(2) I (112010092)	たつの市揖西町南山 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
中臣 a Ⅲ (112010093)	たつの市揖保町中臣 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

今熊 I (112010094)	たつの市揖保町中臣 (別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
片吹 I (112010097)	たつの市誉田町片吹 (別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
福田 a III (112010099)	たつの市誉田町福田 (別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
内山 I (112010100)	たつの市誉田町内山 (別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
福田 (1) (112010101)	たつの市誉田町福田 (別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
ごうら川(1) I (212010010)	たつの市龍野町片山 (別図64 のとおり)	土石流	別図64のとおり
十文字川 I (212010017)	たつの市龍野町中霞城 (別図 65のとおり)	土石流	別図65のとおり
谷川(2) I (212010020)	たつの市揖西町小神 (別図66 のとおり)	土石流	別図66のとおり
谷川(1) I (212010021)	たつの市揖西町小神 (別図67 のとおり)	土石流	別図67のとおり
谷川(3) I (212010022)	たつの市揖西町小神 (別図68 のとおり)	土石流	別図68のとおり
平木川(1) I (212010026)	たつの市揖西町中垣内 (別図 69のとおり)	土石流	別図69のとおり
井関 II (212010029)	たつの市揖西町中垣内 (別図 70のとおり)	土石流	別図70のとおり
新宮(2) II (212010035)	たつの市揖西町新宮 (別図71 のとおり)	土石流	別図71のとおり
小犬丸(2) II (212010045)	たつの市揖西町小犬丸 (別図 72のとおり)	土石流	別図72のとおり
東村(3) I (212010046)	たつの市揖西町小犬丸 (別図 73のとおり)	土石流	別図73のとおり
三ツ池下川(1) I (212010049)	たつの市揖西町小犬丸 (別図 74のとおり)	土石流	別図74のとおり
大将神社東川 I (212010051)	たつの市揖西町小犬丸 (別図 75のとおり)	土石流	別図75のとおり
小犬丸(1) II (212010053)	たつの市揖西町小犬丸 (別図 76のとおり)	土石流	別図76のとおり
長尾川 I (212010058)	たつの市揖西町長尾 (別図77 のとおり)	土石流	別図77のとおり
平田川(2) II (212010059)	たつの市揖西町長尾 (別図78 のとおり)	土石流	別図78のとおり

竹原北川 I (212010062)	たつの市揖西町竹原 (別図79 のとおり)	土石流	別図79のとおり
竹原川(2) II (212010064)	たつの市揖西町竹原 (別図80 のとおり)	土石流	別図80のとおり
土師(2) II (212010067)	相生市陸 たつの市揖西町土師 (別図81のとおり)	土石流	別図81のとおり
福田(1) (212010068)	たつの市誉田町福田 (別図82 のとおり)	土石流	別図82のとおり

(別図 1 から別図82までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月5日(水)から同月19日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所及びたつの市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

平成30年12月19日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野山 I (124040001)	丹波市春日町野山 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
野山 II (124040002)	丹波市春日町野山 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
野山 III (124040003)	丹波市春日町野山 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

長王(1)Ⅱ (124040004)	丹波市春日町長王 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
長王(2)Ⅱ (124040005)	丹波市春日町長王 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
長王Ⅲ (124040006)	丹波市春日町長王 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
牛河内Ⅰ (124040007)	丹波市春日町牛河内 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
牛河内(2)Ⅰ (124040008)	丹波市春日町牛河内 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
牛河内(3)Ⅰ (124040009)	丹波市春日町牛河内 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
牛河内(2)Ⅱ (124040010)	丹波市春日町牛河内 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
牛河内(1)Ⅱ (124040011)	丹波市春日町牛河内 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
新才Ⅲ (124040012)	丹波市春日町新才 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
新才(1)Ⅰ (124040013)	丹波市春日町新才 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
新才(2)Ⅰ (124040014)	丹波市春日町新才 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
山田(3)Ⅱ (124040015)	丹波市春日町山田 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
山田(2)Ⅱ (124040016)	丹波市春日町山田 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
山田(1)Ⅱ (124040017)	丹波市春日町山田 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
坂Ⅱ (124040019)	丹波市春日町坂 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
坂Ⅲ (124040020)	丹波市春日町坂 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
歌道谷Ⅲ (124040021)	丹波市春日町歌道谷 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
歌道谷Ⅱ (124040022)	丹波市春日町歌道谷 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
石才Ⅱ (124040023)	丹波市春日町石才 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
園部Ⅰ (124040024)	丹波市春日町園部 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

古河(1) I (124040025)	丹波市春日町古河 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
古河Ⅱ (124040026)	丹波市春日町古河 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
古河(2) I (124040027)	丹波市春日町古河 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
古河Ⅲ (124040028)	丹波市春日町古河 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
稲塚(3) Ⅱ (124040029)	丹波市春日町稲塚 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
稲塚(2) Ⅱ (124040030)	丹波市春日町稲塚 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
稲塚 I (124040031)	丹波市春日町稲塚 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
稲塚Ⅲ (124040032)	丹波市春日町稲塚 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
稲塚(1) Ⅱ (124040033)	丹波市春日町稲塚 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
稲塚(4) Ⅱ (124040034)	丹波市春日町稲塚 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
稲塚(5) Ⅱ (124040035)	丹波市春日町稲塚 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
平松Ⅱ (124040036)	丹波市春日町平松 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
黒井(7) Ⅲ (124040038)	丹波市春日町黒井 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
黒井(6) I (124040040)	丹波市春日町黒井 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
黒井(4) I (124040041)	丹波市春日町黒井 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
黒井(5) I (124040042)	丹波市春日町黒井 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
黒井(3) I (124040043)	丹波市春日町黒井 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
黒井(5) Ⅲ (124040044)	丹波市春日町黒井 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
黒井(6) Ⅲ (124040045)	丹波市春日町黒井 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
黒井(7) I (124040046)	丹波市春日町黒井 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり

黒井(4)Ⅲ (124040047)	丹波市春日町黒井 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
黒井(3)Ⅲ (124040048)	丹波市春日町黒井 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
黒井(2)Ⅲ (124040049)	丹波市春日町黒井 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
黒井Ⅱ (124040050)	丹波市春日町黒井 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
野村(1)Ⅱ (124040051)	丹波市春日町野村 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
野村Ⅰ (124040052)	丹波市春日町野村 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
野村Ⅲ (124040053)	丹波市春日町野村 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
野村(2)Ⅱ (124040054)	丹波市春日町野村 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
野上野(2)Ⅱ (124040056)	丹波市春日町野上野 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
野上野(3)Ⅱ (124040057)	丹波市春日町野上野 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
野上野(2)Ⅰ (124040058)	丹波市春日町野上野 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
野上野(1)Ⅲ (124040059)	丹波市春日町野上野 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
野上野Ⅰ (124040060)	丹波市春日町野上野 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
野上野(4)Ⅱ (124040061)	丹波市春日町野上野 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
多利Ⅲ (124040062)	丹波市春日町多利 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
多利(1)Ⅰ (124040063)	丹波市春日町多利 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
多利(2)Ⅰ (124040064)	丹波市春日町多利 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
小多利(1)Ⅱ (124040065)	丹波市春日町小多利 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
小多利(2)Ⅱ (124040066)	丹波市春日町小多利 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
小多利(1)Ⅲ (124040067)	丹波市春日町小多利 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり

小多利(2)Ⅲ (124040068)	丹波市春日町小多利 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
池尾(2)Ⅰ (124040069)	丹波市春日町池尾 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
池尾Ⅰ (124040070)	丹波市春日町池尾 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
池尾(1)Ⅱ (124040071)	丹波市春日町池尾 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
棚原(2)Ⅱ (124040072)	丹波市春日町棚原 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
国領(2)Ⅰ (124040073)	丹波市春日町国領 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
国領Ⅱ (124040074)	丹波市春日町国領 (別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
国領(2)Ⅲ (124040075)	丹波市春日町国領 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
国領(1)Ⅰ (124040076)	丹波市春日町国領 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
国領(4)Ⅲ (124040077)	丹波市春日町国領 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
国領(3)Ⅲ (124040078)	丹波市春日町国領 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
柚津(2)Ⅰ (124040079)	丹波市春日町柚津 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
柚津(1)Ⅲ (124040080)	丹波市春日町柚津 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
柚津(3)Ⅰ (124040081)	丹波市春日町柚津 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
柚津(4)Ⅰ (124040082)	丹波市春日町柚津 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
柚津(5)Ⅰ (124040083)	丹波市春日町柚津 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
柚津(2)Ⅲ (124040084)	丹波市春日町柚津 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
柚津(3)Ⅲ (124040085)	丹波市春日町柚津 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
柚津(1)Ⅱ (124040086)	丹波市春日町柚津 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
柚津(4)Ⅱ (124040087)	丹波市春日町柚津 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり

柚津(3)Ⅱ (124040088)	丹波市春日町柚津 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
柚津(5)Ⅲ (124040089)	丹波市春日町柚津 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
柚津(2)Ⅱ (124040090)	丹波市春日町柚津 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
柚津(4)Ⅲ (124040091)	丹波市春日町柚津 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
柚津(1)Ⅰ (124040092)	丹波市春日町柚津 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
鹿場(1)Ⅱ (124040093)	丹波市春日町鹿場 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
鹿場(2)Ⅱ (124040094)	丹波市春日町鹿場 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
鹿場(3)Ⅱ (124040095)	丹波市春日町鹿場 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
鹿場(4)Ⅱ (124040096)	丹波市春日町鹿場 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
鹿場(5)Ⅱ (124040097)	丹波市春日町鹿場 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
鹿場(6)Ⅱ (124040098)	丹波市春日町鹿場 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
鹿場(7)Ⅱ (124040099)	丹波市春日町鹿場 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
鹿場(1)Ⅲ (124040100)	丹波市春日町鹿場 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
鹿場(2)Ⅲ (124040101)	丹波市春日町鹿場 (別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
鹿場(8)Ⅱ (124040102)	丹波市春日町鹿場 (別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
鹿場(1)Ⅰ (124040103)	丹波市春日町鹿場 (別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
鹿場(2)Ⅰ (124040104)	丹波市春日町鹿場 (別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
鹿場(13)Ⅱ (124040105)	丹波市春日町鹿場 (別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
鹿場(11)Ⅱ (124040107)	丹波市春日町鹿場 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
鹿場(4)Ⅲ (124040108)	丹波市春日町鹿場 (別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり

鹿場(3)Ⅲ (124040109)	丹波市春日町鹿場 (別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
鹿場(10)Ⅱ (124040110)	丹波市春日町鹿場 (別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
鹿場(9)Ⅱ (124040111)	丹波市春日町鹿場 (別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
下三井庄(1)Ⅱ (124040112)	丹波市春日町下三井庄 (別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
下三井庄(4)Ⅱ (124040113)	丹波市春日町下三井庄 (別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
下三井庄(5)Ⅱ (124040114)	丹波市春日町下三井庄 (別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
下三井庄(8)Ⅱ (124040115)	丹波市春日町下三井庄 (別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
下三井庄(7)Ⅱ (124040116)	丹波市春日町下三井庄 (別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
下三井庄(6)Ⅱ (124040117)	丹波市春日町下三井庄 (別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
下三井庄(2)Ⅱ (124040118)	丹波市春日町下三井庄 (別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
下三井庄(3)Ⅱ (124040119)	丹波市春日町下三井庄 (別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
下三井庄(10)Ⅱ (124040120)	丹波市春日町下三井庄 (別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
上三井庄(3)Ⅰ (124040121)	丹波市春日町上三井庄 (別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
上三井庄(4)Ⅰ (124040122)	丹波市春日町上三井庄 (別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
上三井庄(1)Ⅲ (124040123)	丹波市春日町上三井庄 (別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
上三井庄(5)Ⅰ (124040124)	丹波市春日町上三井庄 (別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
上三井庄(6)Ⅰ (124040125)	丹波市春日町上三井庄 (別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
上三井庄(7)Ⅰ (124040126)	丹波市春日町上三井庄 (別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
上三井庄(1)Ⅱ (124040127)	丹波市春日町上三井庄 (別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
上三井庄(3)Ⅲ (124040128)	丹波市春日町上三井庄 (別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり

上三井庄(3)Ⅱ (124040129)	丹波市春日町上三井庄 (別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
上三井庄(5)Ⅱ (124040130)	丹波市春日町上三井庄 (別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
上三井庄(2)Ⅰ (124040131)	丹波市春日町上三井庄 (別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
上三井庄(6)Ⅱ (124040132)	丹波市春日町上三井庄 (別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
上三井庄(5)Ⅲ (124040133)	丹波市春日町上三井庄 (別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
上三井庄(7)Ⅱ (124040134)	丹波市春日町上三井庄 (別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
上三井庄(2)Ⅱ (124040135)	丹波市春日町上三井庄 (別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
上三井庄(2)Ⅲ (124040136)	丹波市春日町上三井庄 (別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
上三井庄(7)Ⅲ (124040139)	丹波市春日町上三井庄 (別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
上三井庄(1)Ⅰ (124040140)	丹波市春日町上三井庄 (別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
上三井庄(6)Ⅲ (124040141)	丹波市春日町上三井庄 (別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
松森Ⅱ (124040143)	丹波市春日町松森 (別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
松森(3)Ⅲ (124040144)	丹波市春日町松森 (別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
広瀬(1)Ⅲ (124040145)	丹波市春日町広瀬 (別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
広瀬(1)Ⅱ (124040146)	丹波市春日町広瀬 (別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり
広瀬(2)Ⅱ (124040147)	丹波市春日町広瀬 (別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
広瀬(3)Ⅱ (124040148)	丹波市春日町広瀬 (別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
広瀬(4)Ⅱ (124040149)	丹波市春日町広瀬 (別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図141のとおり
広瀬(5)Ⅱ (124040150)	丹波市春日町広瀬 (別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図142のとおり
広瀬(2)Ⅲ (124040151)	丹波市春日町広瀬 (別図143のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図143のとおり

栢野 I (124040152)	丹波市春日町栢野 (別図144のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図144のとおり
栢野(1) II (124040153)	丹波市春日町栢野 (別図145のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図145のとおり
栢野(2) II (124040154)	丹波市春日町栢野 (別図146のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり
野瀬(1) II (124040157)	丹波市春日町野瀬 (別図147のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図147のとおり
野瀬(2) II (124040158)	丹波市春日町野瀬 (別図148のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図148のとおり
野瀬(3) II (124040159)	丹波市春日町野瀬 (別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図149のとおり
野瀬(4) II (124040160)	丹波市春日町野瀬 (別図150のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図150のとおり
野瀬(5) II (124040161)	丹波市春日町野瀬 (別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図151のとおり
野瀬(2) I (124040162)	丹波市春日町野瀬 (別図152のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図152のとおり
野瀬(1) I (124040163)	丹波市春日町野瀬 (別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図153のとおり
野瀬(8) II (124040164)	丹波市春日町野瀬 (別図154のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図154のとおり
野瀬(9) II (124040165)	丹波市春日町野瀬 (別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図155のとおり
野瀬(10) II (124040166)	丹波市春日町野瀬 (別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図156のとおり
野瀬(3) III (124040167)	丹波市春日町野瀬 (別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図157のとおり
野瀬(11) II (124040168)	丹波市春日町野瀬 (別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図158のとおり
野瀬(12) II (124040169)	丹波市春日町野瀬 (別図159のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図159のとおり
野瀬(13) II (124040170)	丹波市春日町野瀬 (別図160のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図160のとおり
野瀬(6) II (124040171)	丹波市春日町野瀬 (別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図161のとおり
野瀬(2) III (124040172)	丹波市春日町野瀬 (別図162のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図162のとおり
野瀬(7) II (124040173)	丹波市春日町野瀬 (別図163のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図163のとおり

野瀬(5)Ⅲ (124040174)	丹波市春日町野瀬 (別図164のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図164のとおり
野瀬(15)Ⅱ (124040175)	丹波市春日町野瀬 (別図165のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図165のとおり
野瀬(6)Ⅲ (124040176)	丹波市春日町野瀬 (別図166のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図166のとおり
野瀬(16)Ⅱ (124040177)	丹波市春日町野瀬 (別図167のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図167のとおり
野瀬(14)Ⅱ (124040178)	丹波市春日町野瀬 (別図168のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図168のとおり
野瀬(4)Ⅲ (124040179)	丹波市春日町野瀬 (別図169のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図169のとおり
新才(3)Ⅱ (124040180)	丹波市春日町新才 (別図170のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図170のとおり
多利Ⅱ (124040184)	丹波市春日町多利 (別図171のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図171のとおり
長見川(1)Ⅱ (224040002)	丹波市春日町長王 (別図172のとおり)	土石流	別図172のとおり
湯屋ノ谷Ⅱ (224040004)	丹波市春日町長王 (別図173のとおり)	土石流	別図173のとおり
松ノ本谷川Ⅱ (224040005)	丹波市春日町長王 (別図174のとおり)	土石流	別図174のとおり
牛河内川(2)Ⅰ (224040010)	丹波市春日町牛河内 (別図175のとおり)	土石流	別図175のとおり
浄ヶ谷Ⅱ (224040011)	丹波市春日町牛河内 (別図176のとおり)	土石流	別図176のとおり
山田川Ⅰ (224040013)	丹波市春日町山田 (別図177のとおり)	土石流	別図177のとおり
不動ヶ谷川Ⅰ (224040014)	丹波市春日町山田 (別図178のとおり)	土石流	別図178のとおり
谷川Ⅰ (224040015)	丹波市春日町歌道谷 (別図179のとおり)	土石流	別図179のとおり
朝日川Ⅰ (224040017)	丹波市春日町朝日 (別図180のとおり)	土石流	別図180のとおり
流尾谷川Ⅰ (224040025)	丹波市春日町平松 (別図181のとおり)	土石流	別図181のとおり
興禅寺谷Ⅰ (224040030)	丹波市春日町黒井 (別図182のとおり)	土石流	別図182のとおり
仲町谷Ⅰ (224040031)	丹波市春日町黒井 (別図183のとおり)	土石流	別図183のとおり

城山谷 I (224040032)	丹波市春日町黒井 (別図184のとおり)	土石流	別図184のとおり
兵主谷川 I (224040033)	丹波市春日町黒井 (別図185のとおり)	土石流	別図185のとおり
黒井川 I (224040034)	丹波市春日町黒井 (別図186のとおり)	土石流	別図186のとおり
野村川 I (224040036)	丹波市春日町野村 (別図187のとおり)	土石流	別図187のとおり
奥山谷 II (224040038)	丹波市春日町野上野 (別図188のとおり)	土石流	別図188のとおり
滝ヶ鳴 I (224040042)	丹波市春日町多利 (別図189のとおり)	土石流	別図189のとおり
棚原川 I (224040045)	丹波市春日町棚原 (別図190のとおり)	土石流	別図190のとおり
国領谷川 I (224040047)	丹波市春日町国領 (別図191のとおり)	土石流	別図191のとおり
中冷川 I (224040062)	丹波市春日町鹿場 (別図192のとおり)	土石流	別図192のとおり
中山川 I (224040065)	丹波市春日町中山 (別図193のとおり)	土石流	別図193のとおり
三井庄川(1) I (224040070)	丹波市春日町上三井庄 (別図194のとおり)	土石流	別図194のとおり
三井庄川(2) I (224040072)	丹波市春日町上三井庄 (別図195のとおり)	土石流	別図195のとおり
降龍寺谷川 I (224040073)	丹波市春日町上三井庄 (別図196のとおり)	土石流	別図196のとおり
三井庄川(3) I (224040074)	丹波市春日町上三井庄 (別図197のとおり)	土石流	別図197のとおり
堂成川 II (224040075)	丹波市春日町上三井庄 (別図198のとおり)	土石流	別図198のとおり
三原谷 II (224040077)	丹波市春日町上三井庄 (別図199のとおり)	土石流	別図199のとおり
滝谷 I (224040079)	丹波市春日町上三井庄 (別図200のとおり)	土石流	別図200のとおり
コト谷川 I (224040080)	丹波市春日町上三井庄 (別図201のとおり)	土石流	別図201のとおり
宮ノ谷 I (224040081)	丹波市春日町上三井庄 (別図202のとおり)	土石流	別図202のとおり
西唐戸谷川 I (224040082)	丹波市春日町上三井庄 (別図203のとおり)	土石流	別図203のとおり

三榎谷Ⅰ (224040083)	丹波市春日町松森 (別図204のとおり)	土石流	別図204のとおり
小屋谷Ⅱ (224040086)	丹波市春日町広瀬 (別図205のとおり)	土石流	別図205のとおり
池ヶ谷Ⅰ (224040087)	丹波市春日町広瀬 (別図206のとおり)	土石流	別図206のとおり
栢野西川Ⅰ (224040089)	丹波市春日町栢野 (別図207のとおり)	土石流	別図207のとおり
栢野東川Ⅰ (224040092)	丹波市春日町栢野 (別図208のとおり)	土石流	別図208のとおり
西御在所谷Ⅱ (224040095)	丹波市春日町野瀬 (別図209のとおり)	土石流	別図209のとおり
文助谷川Ⅱ (224040098)	丹波市春日町野瀬 (別図210のとおり)	土石流	別図210のとおり
生り谷川Ⅱ (224040104)	丹波市春日町野瀬 (別図211のとおり)	土石流	別図211のとおり
中山谷Ⅱ (224040105)	丹波市春日町野瀬 (別図212のとおり)	土石流	別図212のとおり

(別図1から別図212までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成30年12月5日(水)から同月19日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市春日庁舎

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県丹波県民局丹波土木事務所公園砂防課
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688

(3) 提出期限

平成30年12月19日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年2月18日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市平田字足田561番2、564番1、565番1、566番3、567番1、566番3地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

三木市平田504番地の3

- 大 西 靖 子
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 7月27日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1－11号（30三木）

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
平成30年11月27日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 渡 邊 保 幸

- 1 落札に係る業務件名及び数量
実習船「但州丸」一般整備工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40－1
- 3 落札者を決定した日
平成30年11月12日
- 4 落札者の名称及び住所
新潟造船株式会社 新潟市中央区入船町四丁目3776番地
- 5 落札金額
39,204,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成30年10月 2日



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。
平成30年11月27日

契約担当者

兵庫県立のじぎく特別支援学校長 別 所 博 之

- 1 調達内容
 - (1) 業務件名及び数量
兵庫県立のじぎく特別支援学校給食業務 一式
 - (2) 業務の内容及び仕様等
学校給食業務委託 仕様は入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成31年 4月 1日（月）から平成34年 3月31日（木）まで（1年自動更新）
 - (4) 履行場所
兵庫県立のじぎく特別支援学校
 - (5) 入札方法
上記(1)の業務について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までには物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局管理課 電話（078）341-7711 内線4938

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-2215 神戸市西区北山台2丁目566-134

兵庫県立のじぎく特別支援学校 担当 大西

電話（078）994-0196 F A X（078）994-0197

- (2) 契約条項を示す機関及び入札説明書の交付期間

平成30年11月27日（火）から同年12月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

- (3) 申込書の提出期間

平成30年11月30日（金）から同年12月14日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

- (4) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成31年1月28日（月）午前10時から

場所 兵庫県立のじぎく特別支援学校内（神戸市西区北山台2丁目566-134）

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成31年1月25日（金）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

1年度の契約希望金額（入札書記載金額の100分の108。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年1月24日（木）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社等との間に兵庫県立のじぎく特別支援学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

1年度の契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立のじぎく特別支援学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を、平成30年12月14日（金）午後4時までに提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。

こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格（1年間）を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hiroyuki Bessho, Principal of Hyogo Prefectural Nojigiku Special Support School

(2) Nature of the services to be required:

Hyogo Prefectural Nojigiku Special Support School School lunch outsourcing

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2019 to March 31, 2022 (1-year automatic renewal)

(4) Location:

2-566-134 Kitayamadai, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2215

(5) Deadline for tender:

10:00 January 28, 2019 by direct delivery

16:00 January 25, 2019 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Ohnishi, Administrative Office, Hyogo Prefectural Nojigiku Special Support School

2-566-134 Kitayamadai, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2215

TEL (078)994-0196